

浦安市地域共生社会推進計画(第4次浦安市地域福祉計画)(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	第1編 地域福祉計画計画(本編) 第3次計画に紐づく各事業及び第4次計画に紐づく各事業	【P31-35】に「第3次浦安市地域福祉計画の進捗状況について」の記載があり、「第3次浦安市地域福祉計画における5つの基本方針に関連する事業について、進捗状況を評価しています。」とありますが、具体的な事業の記載が無いように思えます。事業の記載がないようなので、記載していただきたいと思えます。 また同様に【P38】に第4次計画の5つの「基本方針」が記載されており、【P40-41】には体系図が記載されていますが、第4次計画の5つの基本方針に関連する事業についても記載が無いようです。記載がないようなので、記載いただきたいと思えます。	E	第3次計画に紐づく各事業及び第4次計画に紐づく各事業については、市ホームページに事業一覧(事業名及び事業内容)を掲載します。	P31-35 第3次浦安市地域福祉計画に紐づく各事業について P38 P40-41 第4次浦安市地域福祉計画に紐づく各事業について
2	第1編 地域福祉計画計画(本編) 各施策の展開	【P42-77】各施策の展開において、課題の1つ1つに『市民』『団体』『市』『社会福祉協議会』のそれぞれの役割が記載されていますが、項目ごとに枠組みの違いが見受けられます。その違いが連携や協力などによるものなのか内容を読む限りではわかりにくく感じます。 敢えて枠を分けて記載しているのであれば、内容に追記していただけるとわかりやすく思います。	C	各施策の展開において、課題の1つ1つに『市民』『団体』『市』『社会福祉協議会』が果たす役割を記載しています。それぞれがそれぞれの役割を果たすとともに、連携して課題解決に当たります。	P42-77各施策の展開 『市民』『団体』『市』『社会福祉協議会』のそれぞれの役割について
3	第3編 成年後見制度利用促進計画 第1章 計画の策定にあたって 1 国・県の動向(第四次千葉県地域福祉支援計画)	「第四次千葉県地域福祉支援計画」において、誰もが住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、権利擁護の取り組みを推進し市町村や関係機関と連携して、虐待防止、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を進めるとともに、関係機関の専門性を生かした包括的・多層的な権利擁護支援に向けた取り組みを進めています。 とあります。 我が家のような重度心身障がい者を子に持つような家庭では順番的に親が先にいなくなりますが、全介助を必要とする障がい者(子)が残され、施設やグループホームもなく、住み慣れた地域でどうやって生活していくのか? 介護職の方が十分に確保できていない現状でどういった計画があるのでしょうか? 入所施設は減少していき、身体のグループホームはできず、老障介護をしていかなければならない家族のことを、もっと考えて欲しいです。	E	第4次浦安市地域福祉計画(第3編成年後見制度利用促進計画)においても、県支援計画と同様に、権利擁護の取り組みを推進しています。 重度の障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるようグループホームの整備を進めています。 (浦安市障がい者福祉計画) ※障がい事業課と情報共有します。	P94 成年後見制度利用促進に係る国県の動向 【参考】 第四次千葉県地域福祉支援計画 P159 第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～ (2) 権利擁護体制の推進

浦安市地域共生社会推進計画(第4次浦安市地域福祉計画)(素案)に対する御意見と市の考え

- A: 意見を受けて加筆・修正したもの
 B: 案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C: 案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D: 案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E: うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
4	第3編 成年後見制度利用促進計画 第3章 各施策の展開	「基本方針1 成年後見制度の広報・啓発」において、記している通りで、制度を知らない親が多いと感じています。今後、親なきあとの問題で必ず必要となる制度ですが、後見人は分かっているにもかかわらず、何もしないまま死んでいき、残された者に後処理をさせる結果になることもあります。いい迷惑です。こういったことにならないよう、障がい者の親にも積極的に啓発をお願いしたいです。 私はこれを読むまで「うらやす成年後見支援センター」を知りませんでした。 老人も障がい者とも言いながら老人が主で、障がい者は言葉だけのようによいつも思います。	C	成年後見制度の利用対象となる方が、障がいのある方よりも、認知症等の高齢者の方が多いため、利用する方も高齢者の方が多い状況となっています。 障がいのある方の財産管理や身上監護は、親が行うケースもある一方、経済的・身体的虐待などに至るケースもあります。 引き続き、成年後見制度の正しい理解と周知を図り、本人の意思決定支援を含め、権利擁護ための取り組みの推進と成年後見制度の適正利用を進めていきます。	P102 成年後見制度の広報・啓発
5	第3編 成年後見制度利用促進計画 第3章 各施策の展開	「基本方針2 (1) 成年後見制度のアセスメント 施策の方向性」において、相談支援や情報提供の更なる充実を図ります。とあるが、そもそも障がい者の家庭に相談支援(相談員がついているのにもかかわらず…)や情報提供がされていない、されているのかもしれないが実感したことではない。障がい者の家庭にも実感ができ、検討、選択ができる具体的な情報提供や地域連携ネットワークを期待します。 「基本方針2 (4) 市民後見人の養成」において、親なきあとの障がい者の後見人は期間が長いため、後見人の方が年長で先に亡くなってしまうことが想定される。この問題も考え養成や対策を講じていただけると有難いです。	C	障がいのある方の相談支援専門員(ケアマネジャー)に対しても、成年後見制度の理解普及が必要と考えます。 市では、市民後見人の養成を進めています。現状では、主に社会福祉協議会が法人後見として受諾したケースへの後見を担っています。現役世代の市民後見人を養成することが課題の1つであると認識しています。	P104 成年後見制度の利用促進
6	第3編 成年後見制度利用促進計画 第3章 各施策の展開	「基本方針3 安心して成年後見人制度を利用できる環境整備」において、障がい者の場合、親なきあとに成年後見人制度を利用するとすると、その後の長い人生に後見人がつき、長期間にわたり報酬を支払い続けなくてはならない。 浦安市では成年後見の助成がありますが、「本人の預金額が100万以下の者」とあります。どうしてこうなるのでしょうか……。障がい者は障がい児の頃から本人名義で障がい手当等、大人になれば障がい者年金があり100万以下なんてない。こういうところで、障がい者のことを考えてないことが分かりますよね。それに親なきあと、本人が本人の財産だけで長い年月を過ごしていくんです。後見人への報酬を払い続けることは大変な負担です。『必要に応じて成年後見制度が使えるようになる』ことを強く望みます。	C	成年後見制度利用に当たっては、資産(預貯金)が100万円以下の場合に利用料の助成を行っています。長期に渡り成年後見制度を利用することで、資産(預貯金)が減少した場合にも助成制度の利用が可能となります。 引き続き、成年後見制度の正しい理解と周知を図り、本人の意思決定支援を含め、権利擁護ための取り組みの推進と成年後見制度の適正利用を進めていきます。	P106 安心して成年後見制度を利用できる環境整備